

## 板橋区議会携帯型ヒアリンググループシステム設置要綱

(令和2年9月30日 区議会議長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、聴覚にハンディのある身体障がい者、高齢者等が、板橋区議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴の際に、携帯型ヒアリンググループシステム（以下「ヒアリンググループシステム」という。）を必要とする場合において、これを設置することにより、円滑な傍聴に資することを目的とする。

(対象会議)

第2条 ヒアリンググループシステムを設置することができる会議は、委員会及び議長が必要と認める会議とする。

(申請対象者)

第3条 聴覚にハンディのある身体障がい者、高齢者等で補聴器を利用している者及び議長が必要と認める者とする。

(申請手続及び設置数)

第4条 ヒアリンググループシステムの設置を希望する者は、原則として傍聴希望日の3日前（土日祝日を除く。）までに、区議会事務局へ氏名、連絡先、設置希望会議名及び日時を申し出るものとする。

2 ヒアリンググループシステム設置数は、原則1台（1室）までとし、設置する場所は申請の先着順とする。

3 区議会事務局は、ヒアリンググループシステムの設置の可否について速やかに申請者に回答するものとする。

(設置方法)

第5条 ヒアリンググループシステムは、区議会事務局が福祉部より装置の貸出しを受け、会議開催前に、当該装置を所定の場所に設置することにより行うものとする。

(委任)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和2年11月10日から施行する。

2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。